

日立市告示第 61 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から 4 月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から 4 月以内に日立市長に提出することができる。

令和 4 年 7 月 8 日

日立市長 小川 春樹

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

三菱 UFJ 信託銀行株式会社

代表取締役 長島 巖

(2) 住所

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

日立ショッピングセンター

茨城県日立市幸町一丁目 16 番 1 号 外

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称及び所在地

【変更前】

名 称 イトーヨーカドー日立店

所在地 茨城県日立市幸町一丁目 16 番 1 号 外

【変更後】

名 称 日立ショッピングセンター

所在地 茨城県日立市幸町一丁目 16 番 1 号 外

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

【変更前】

名 称 三菱 UFJ 信託銀行株式会社

代表者 代表取締役 岡内 欣也

住 所 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号

【変更後】

名 称 三菱 UFJ 信託銀行株式会社

代表者 代表取締役 長島 巖

住 所 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号

(3) 変更の年月日

(1) について令和 4 年 1 月 16 日

(2) について令和 4 年 4 月 1 日

(4) 変更する理由

(1) について、核テナント撤退による名称変更

(2) について、設置者の代表者変更

3 届出年月日

令和4年7月1日

4 縦覧の場所

日立市産業経済部商工振興課

以上